

令和3年度山神水道企業団「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る
水道用水供給事業会計の資金不足比率の公表について

1. 資金不足比率の定義

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりです。

資金不足比率＝資金不足額÷事業の規模×100（％）

- ◎ 資金不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ※ 流動負債のうち建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債は除く
- ※ 流動負債のうち一時借入金及び未払金のうち、建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債又は他会計からの長期借入金は除く
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ◎ 事業の規模＝営業収益－受託工事収益

2. 資金不足比率の算定数値

項 目			決算額（円）
資金不足額	流動負債	A	124,935,616
	建設改良費等以外の地方債現在高	B	0
	流動資産	C	1,741,308,153
	解消可能資金不足額	D	0
	(A＋B－C)－D マイナスの場合は「0」		0
事業の規模	営業収益	S	499,842,074
	受託工事収益	T	0
	S－T		499,842,074
資金不足比率＝資金不足額／事業の規模×100（％）			－

資金不足比率	－
--------	---

※「－」は資金不足額がないことを示します。

※ 経営健全化基準値 20％

資金不足比率が20％を超えると経営健全化計画の策定が義務づけられます。

山神水道企業団水道用水供給事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、流動資産が流動負債を超過しているため、資金不足額は発生していません。